様式第九の十四（第１４条の１２関係）

革新的技術研究成果活用事業活動計画に係る認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

１．新事業開拓事業者の概要
２．革新的技術研究成果活用事業活動の内容
３．革新的技術研究成果活用事業活動の実施時期
４．革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
５．その他

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．新事業開拓事業者の概要、革新的技術研究成果活用事業活動の内容、革新的技術研究成果活用事業活動の実施時期、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法については、別紙一に記載すること。
２．新事業開拓事業者に関する事項については、別紙二に記載すること。

別紙一（第１４条の１２関係）

1　新事業開拓事業者の概要

（1）名称等

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設　立　年　月　日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）ベンチャーキャピタル等からの出資

ベンチャーキャピタル等から投資及び指導を受けている場合、初めに出資を受けた者の名称、初めに出資を受けた年月日及びその時点の資本金の額

名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資　本　金　の　額 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容

（1）事業名
（2）新たな事業の開拓の類型
計画の対象となる類型全てに✔を付けること。 ☐　新商品の開発又は生産 ☐　新たな役務の開発又は提供 ☐　商品の新たな生産又は販売の方式の導入 ☐　役務の新たな提供の方式の導入 ☐　その他の新たな事業活動
（3）革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容
（4）革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標

3　実施時期

（計画期間）　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

4　革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法 ※指定金融機関等からの調達を行う場合にはその名称を記載	金額（千円）	償還年数・償還方法 ※指定金融機関等からの調達を行う場合のみ記載	備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新事業開拓事業者の概要について

「ベンチャーキャピタル等」は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）第一イ⑵①に規定する要件に該当するものとする。

２．革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容

（１）「（３）革新的技術研究成果活用事業活動計画の内容」には、①新たな事業の開拓（新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うこと）の具体的な内容、②当該事業の成長発展の段階、③革新的技術研究成果との有機的連携等を要約的に記載する。

（２）「（４）革新的技術研究成果活用事業活動計画の目標」には、革新的技術研究成果活用事業活動に係る事業の目標（市場のニーズ、市場の規模、競合する事業者、事業分野等との比較・相違点、需要の開拓の規模、事業として成り立つ蓋然性（具体的な販売計画等））等を要約的に記載する。

３．実施時期

計画期間を10年以内とし、計画の開始と終了の年月日を記載すること。

４．革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（１）革新的技術研究成果活用事業活動計画の実施に当たって必要な資金の額及びその使途を記載すること。

（２）「使途・用途」の欄には、実施指針第一イ⑵④を満たす資金の具体的な使途・用途を記載すること。

（3）「資金調達方法」の欄には、自己資金、出資、融資、補助金、その他の資金の調達方法を記載すること。同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載すること。

（4）指定金融機関等からの調達を行う場合には、当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称・償還年数・償還方法を記載すること。

別紙二（第１４条の１２第２項第４号関係）

新事業開拓事業者であることの確認書

年　　月　　日

住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

当社は、次に掲げる要件を満たすことを確認しています。

１．発行済株式の総数の２分の１を超える株式が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社等以外（注１）であること

２．株式会社であること

３．金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社

４．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること

５．暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が役員にいる会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注２）

（注１）次の（１）又は（２）に掲げる会社以外の会社

（１）その発行済株式（その有する自己の株式を除く。（２）において同じ。）の総数の二分の一を超える株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。以下（１）において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社（次の①から③までに掲げる会社をいう。（２）において同じ。）の所有に属している会社

① 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

② 当該大規模法人及びこれと①に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

③ 当該大規模法人並びにこれと①及び②に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

（２）（１）に掲げるもののほか、その発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大規模法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社

（注２）下記以外の会社

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（「暴力団員」という。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（「暴力団員等」という。以下同じ。）が役員にいる会社

（２）暴力団員等がその事業活動を支配する会社

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。